

身体拘束適正化のための指針

1、基本的な考え方

障害者虐待防止法において、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当するとされているとおり、身体拘束は、ご利用者の尊厳を否定し、その人権を侵害するものである。

当法人では、ご利用者支援に当たり、原則として身体拘束及び行動制限を行わないことを基本的な考え方とする。

しかし一方で、強度の行動障害により、自傷行為や他者に危害を及ぼす恐れのある著しく激しい行動を取ってしまうご利用者については、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束が必要となることが想定される。

ただし、その場合においても、以下に示す手順、判断基準を全職員が理解し、拘束廃止に向けた意識を持つよう努めるものとする。

2、やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①現場の工夫のみでは対応しきれない事態が事前に予想されるときは、支援員はまずサービス管理責任者に相談する。

②サービス管理責任者は、状況によっては身体拘束が選択肢の1つであると判断されるときは、事前に予想される緊急事態に対応できるよう、施設長に虐待防止委員会の開催を要請する。

※当法人では、身体拘束検討に当たり、「身体拘束等適正化委員会」等の別組織を設置せず、既に設置済みの「虐待防止委員会」に一元化して取り扱うこととする。

③施設長は虐待防止委員会を招集し、課題分析、予想される緊急事態の分析、身体拘束の必要性等を検討し、身体拘束が必要と判断されたときは、その内容（方法、条件、時間等）、拘束解消に向けた取組方針・目標等をあらかじめ定めておく。

④サービス管理責任者は、委員会の決定を受け、「身体拘束を行う必要が生じた場合には」という条件付きで、その態様、時間、理由等を個別支援計画に記載する。

- ⑤サービス管理責任者は、別途書面にて、必要な場合には身体拘束を行う旨、本人及び家族に十分説明し、了解を得る。
- ⑥サービス管理責任者は、⑤の手続き後、その内容を現場に周知する。
- ⑦実際に身体拘束を行う必要が生じたときには、施設長は早急に虐待防止委員会を招集し、事前に定めておいた内容との整合性を確認し、その可否を判断するものとする。拘束後は、必ず定められた様式で記録を残す。
- ⑧緊急に身体拘束をしなければ、本人又は他利用者等に著しい危険を及ぼす恐れありと判断した時は、サービス管理責任者及び施設長の了解を得た上で行うことを認めるものとし、事後できるだけ速やかに虐待防止委員会を開催するものとする。

3、やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件の確認

虐待防止委員会において、身体拘束の必要性・妥当性を協議するにあたっては、以下の3要件について個別かつ具体的に検討する。

①切迫性

利用者本人及び他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

*利用者本人の状況（興奮度合い、体調等）の判断

*周りの他利用者等の状況（接触による転倒等の危険性、悪影響の連鎖の有無、他害行為に対して安全措置がとれるかどうか等）

②非代替性

身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと。

*利用者本人の状況（体格、暴力の度合い等）の判断

*周りの利用者の状況（見守り、支援等の必要性の度合い）

*職員配置の状況（配置可能人数等）

③一時性

身体拘束が一時的であること。

*最も短い拘束時間を想定した検討。

4、身体拘束適正化のための具体的取り組み

(1) 委員会の設置

利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の拘束の可否の検討等、身体拘束適正化

を図るため、委員会を設置することとされているが、新たな委員会を増設することとはせず、既存の「虐待防止委員会」にその役割を統合することとする。

委員会の構成員は、施設長、副施設長、サービス管理責任者、看護職員を常任メンバーとし、支援員及び事務員は年度ごとに選任することとする。

(2) 委員会の開催及び検討事項

虐待防止委員会の開催は必要に応じて随時行うこととするが、身体拘束適正化を議題とする会議は、最低年1回は開催するものとし、その際の検討事項は主に次のとおりとする。

①身体拘束等の実施に関する事項

* 身体拘束を行う必要性が予想される利用者の有無の確認

* 現に身体拘束を行う必要のある利用者の処遇検討及び3要件の確認

②身体拘束等適正化に向けての職員啓発

※なお、会議録は必ず作成し、全職員に回覧する等により周知するものとする。

(3) 職員研修の実施

①研修実施方針

管理者、サービス管理責任者にとどまらず、利用者支援に携わる職員に対し、利用者の障害特性理解、権利擁護、虐待防止及び身体拘束等適正化等の内容に特化した研修を最低年1回以上実施するものとする。

②研修の例

(i) 新規採用時における初任者研修

(ii) 全職員に対する研修(年1回以上)

(iii) その他研修(WEB研修等の活用)

③外部研修

石川県が実施する虐待防止研修には必ず職員を派遣することとし、かつ受講後の内部伝達研修を義務付けるものとする。